

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

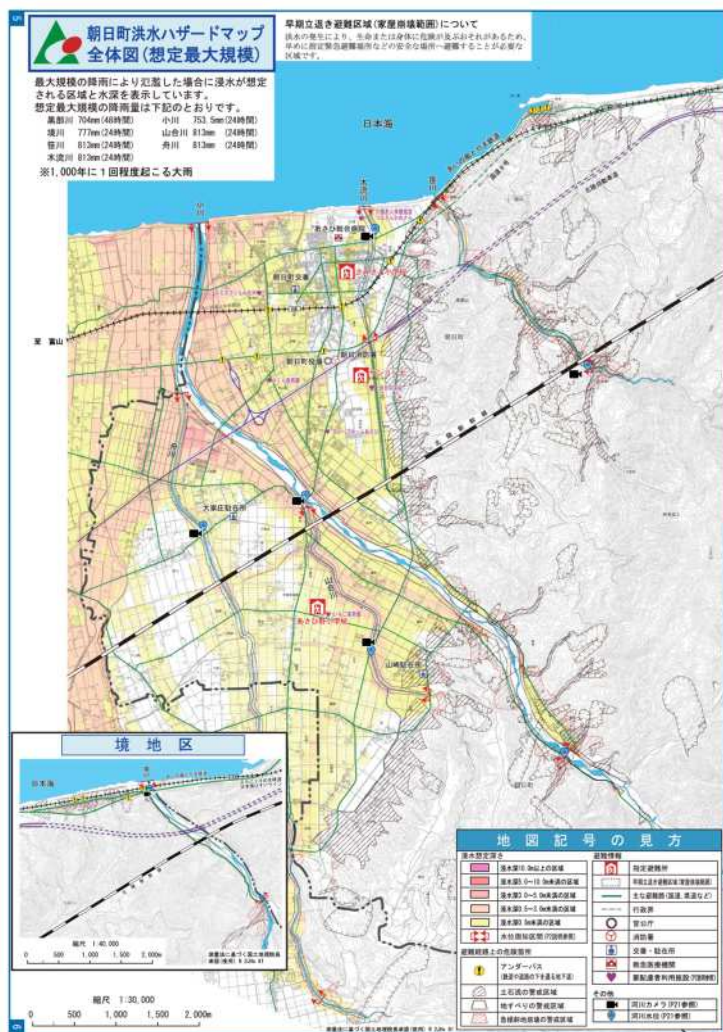
(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町内の主要河川は、ダム建設・治水工事等が進み大災害の危険性は次第に少なくなってきたおり、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。特に、町住宅地を流れる木流川や寺川は断面不足や堤体が脆弱なこともあり、溢水（いっすい）・堤防破壊・低地帯での床下浸水の危険性がある。

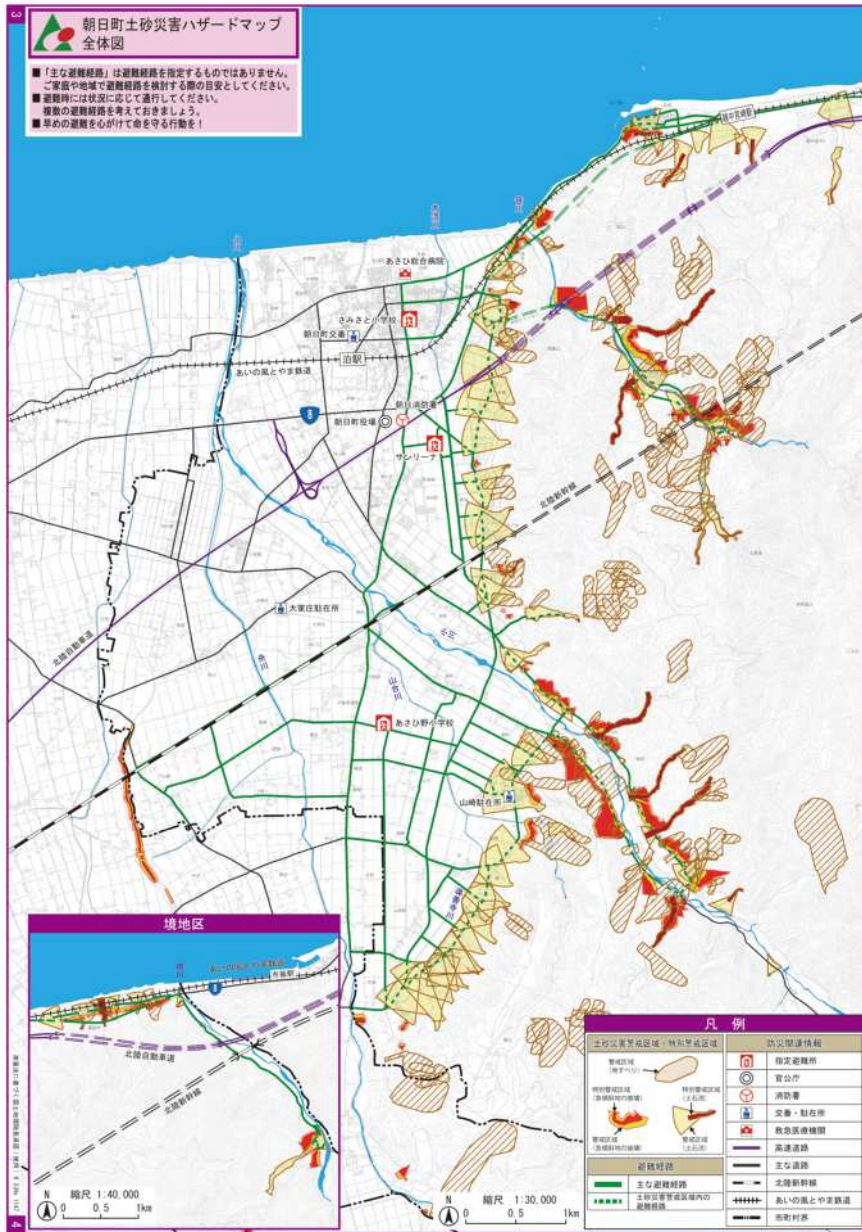
また、近年は地球温暖化などの影響により、局地的な豪雨に見舞われる可能性もあり、道路のかん水や床下床上浸水などの恐れがある。

朝日町の洪水ハザードマップによると、最大規模の降雨により河川等が氾濫した場合には、当商工会が位置する中心市街地地域において、浸水深0.5m～3m未滿の浸水が起これと予想されているが、大半のエリアは浸水深0.5m未滿の浸水が想定される。



(土砂災害：ハザードマップ)

朝日町の土砂災害ハザードマップによると、中心市街地地域は山間部に面していないこともあり、土砂災害の恐れはないが、山間部を中心にその地形上、地すべり、急傾斜地等の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が数多くあり、集中豪雨時等には大災害をもたらす危険性がある。このような危険箇所を含め、山間地での土石流や地すべり、山腹崩壊の危険もあり、豪雨や雪解け時には注意を要する。



(地震：地震調査研究推進本部による震度分布図)

地震には、海溝型地震と内陸型地震があり、過去の記録から見ると、朝日町に影響を及ぼす恐れのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられる。中でも朝日町に最も影響を及ぼす活断層であると思われる魚津断層帯による地震の場合、最大で震度 6 強、糸魚川－静岡構造線断層帯による地震の場合、最大で震度 5 弱が想定されている。

(津波：ハザードマップ)

当町（泊・五箇庄・宮崎・境周辺）で発生する津波としては、太平洋側の海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、いずれの地震による津波も、文献調査においては確認されていない。また、富山県のシミュレーション結果に基づき作成された「津波ハザードマップ」によると参考値ではあるが、富山湾西側の断層が連動した場合に、波の高さは最大 8.0m、到達時間は 9 分で到達するとされている。

(雪害)

冷たい北西の季節風が吹く冬期は、多量の降雪をもたらし、しばしば豪雪となって、家屋の損壊や排雪による中小河川・用排水の溢水による被害を発生させている。

さらに、雪崩の発生は、家屋の倒壊や道路交通の遮断を引き起こし、山間地集落の孤立化や物資輸送に障害をもたらす恐れがある。当町の山間部には、雪崩危険箇所が 23 箇所ある。

(情報セキュリティの脅威)

ランサムウェアなどのサイバー攻撃による被害件数は年々増加しており、情報データやソフトウェア・システムなど重要な情報等を窃取される恐れがある。クラウド管理やバックアップ等が不十分であった場合、データなどを復元できないケースも想定される。特に IT の知識が乏しい場合、知らないうちに犯罪に巻き込まれることもあり得る。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 686 人（令和 4 年 6 月）

業種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	144	町内に分散
製造業	58	町内に分散
卸売業	13	町内中心部に多い
小売業	125	町内中心部に多い
飲食・宿泊業	63	町内中心部に多い
サービス業	190	町内に分散
その他	93	町内に分散
合計	686	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・朝日町地域防災計画（各種計画・マニュアル含む）の策定・修正及び地域防災会議の実施
- ・防災訓練、出前講座等各種訓練・啓発の実施
- ・各種団体、民間企業との災害協定の締結
- ・防災備蓄物資、備蓄資材整備
- ・防災ハンドブック及び各種ハザードマップの作成
- ・災害・防災情報の配信に関わる情報伝達手段の確保
- ・小学生を対象とした防災検定の実施

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・防災備品の備蓄（スコープ・懐中電灯 等）
- ・サイバーセキュリティ対策セミナーの開催
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組
- ・様々な損害リスクに備える損害保険への加入促進

II 課題

①緊急時における行政・関係機関・事業者間の連携体制

現状では、緊急時における行政・関係機関・事業者それぞれの連携体制について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

②事業者 BCP 策定の周知・支援

当会が開催したセミナーの参加状況や日頃の相談状況から当商工会地域内事業者の BCP 策定に関する問題意識・取組の優先度が低いと考えられ、特に小規模事業者においては顕著である。緊急時、速やかに事業を復旧できるように平常時から BCP を周到に準備しておき、災害等が発生した際に事業の継続・早期復旧を図れるような体制整備を支援していく必要がある。

③災害・感染症リスクに対する支援スキルの不足

災害リスクに対して、平時からどのような準備が必要であり、発災時にはどう対処すべきかなど、それぞれの事業所に応じた助言を行うための知識・支援スキルの向上が課題である。事業者が早期に事業を復旧できるように専門知識やノウハウを有する専門家・損害保険会社などと連携を図りつつ、支援できる体制を整備する必要がある。

III 目標

①緊急時における行政・関係機関・事業者間の連携体制の整備

災害発生時における連携体制を円滑にするため、当町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。また、発災後速やかな復旧支援が行えるように、また地域内において感染症発生時には早急に感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

②事業者への災害・感染症等リスク対策の重要性周知と策定支援

地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識してもらえるように周知活動を強化する。また、相談支援の体制を整え、特に小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

③職員の資質向上と専門家・損害保険会社・金融機関等との連携体制強化

当会職員の資質向上と、専門知識やノウハウを有する専門家や損害保険会社・金融機関などとの連携を図りながら、事業者が適切な復旧体制を整備できるよう体制を強化していく。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会の役割分担・体制を整備し、当町との連携を図りながら以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当町の地域防災計画や県の「新型コロナウイルス感染防止拡大にかかる富山県対策指針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・自然災害のリスクが高いと想定される事業者に対して優先的に巡回を実施し、災害リスクの啓発を行う。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画を作成予定である。

3) 関連団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動などに専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回時や面談時に事業者BCP策定状況の把握及び事業遂行支援を実施する。
- ・朝日町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、朝日町等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回程度の開催を予定）

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水・地震）が発生したと想定し、当町との連絡ルートや避難所の確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であり、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、速やかに（2時間以内を目標）、役職員の安否確認・報告を行う。

（携帯電話・SNS等を活用して職員及び家族の被災状況や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や損害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表の通り。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる被害状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず身の安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当会では、速やかに緊急事態対策本部を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連携調整等を行う。

○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害の状況など
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

当会と当町では、以下の間隔で被害情報等を共有する。（情報の共有回数については目安であり、状況に応じて変更する）

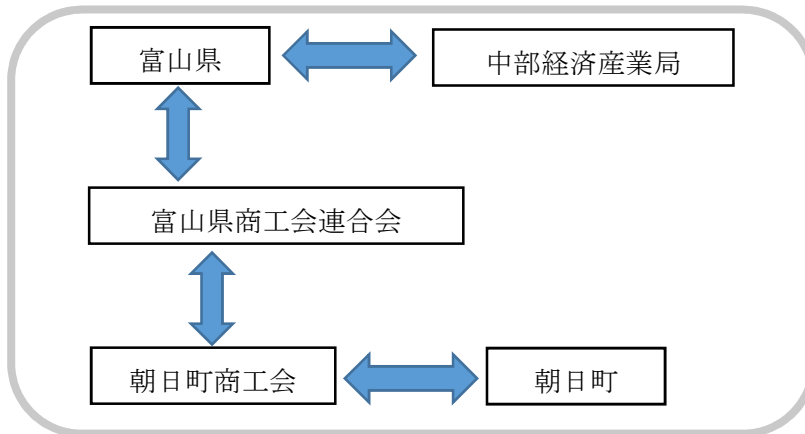
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月以内	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

感染症発生時には、国・県・町から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務や在宅勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な確認・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について協議・決定する。
- ・当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて県へ報告する。

○連携体制図



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談して決める。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等について、被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

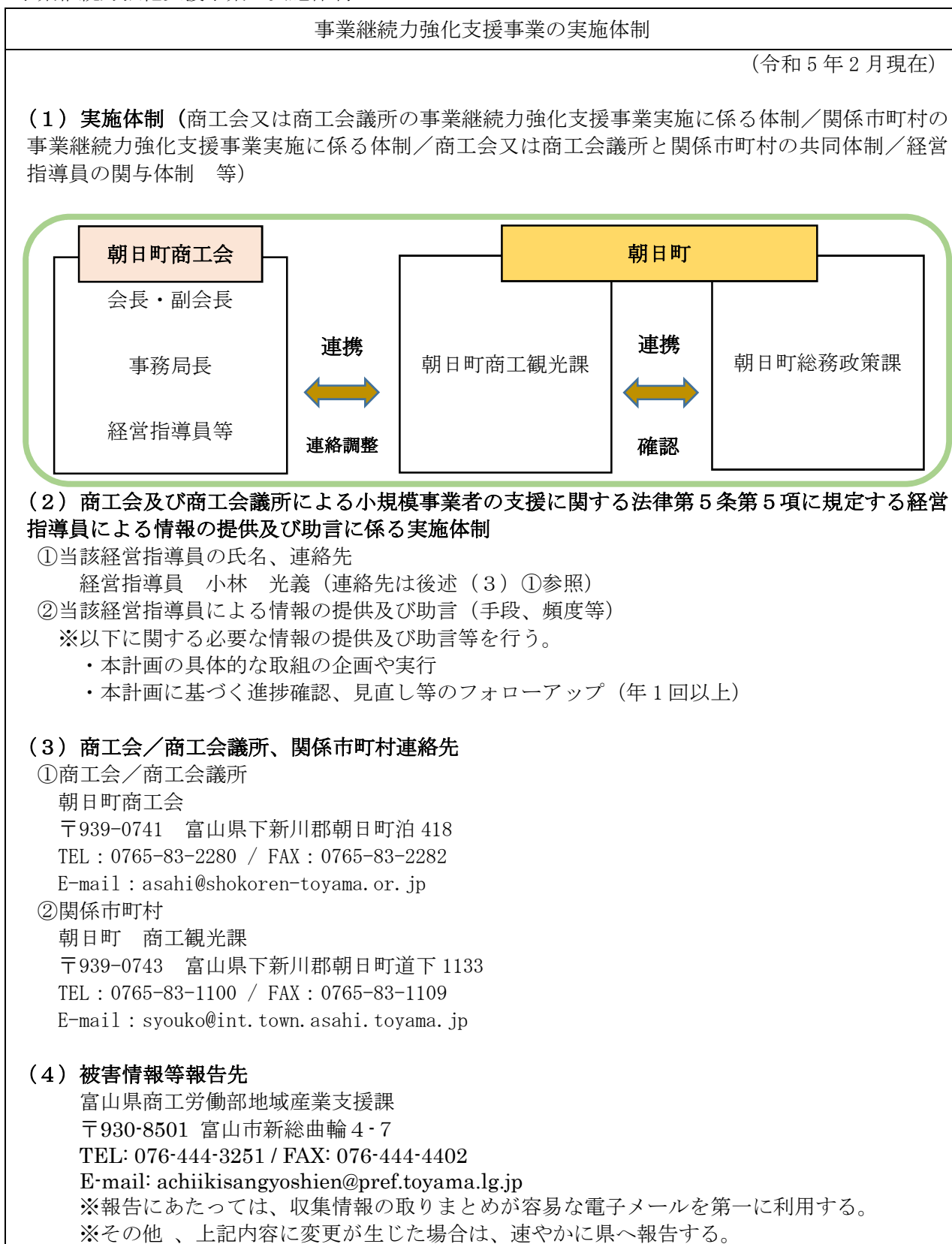
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	70	120	120	120	120
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ作成費	60	60	60	60	60
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金、朝日町補助金、事業収入、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

